優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十六年七月二十二日付官報の号外第一六二号一〇七頁に掲載されています。

平成二十六年八月二十二日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

新砂ロジスティック特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十六年七月二十二日付官報の号外第一六二号一〇九頁に掲載されています。

平成二十六年八月二十二日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

成田ロジスティック特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十六年七月二十二日付官報の号外第一六二号一〇九頁に掲載されています。

平成二十六年八月二十二日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

習志野ロジスティック特定目的会社

取締役　松澤　和浩

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

◉号外　八月二十二日付第一八八号
六月二日付参会第二七号二

七二ページ●同日付政府調達第一五八号三二ページ●
四ページ

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十六年七月二十二日付官報の号外第一六二号一〇七頁に掲載されています。

平成二十六年八月二十二日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

大阪ロジスティック特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十六年七月二十二日付官報の号外第一六二号一〇六頁に掲載されています。

平成二十六年八月二十二日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

横浜ロジスティック特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十六年七月二十二日付官報の号外第一六二号一一一頁に掲載されています。

平成二十六年八月二十二日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

杉戸ロジスティック特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十六年七月二十二日付官報の号外第一六二号一〇九頁に掲載されています。

平成二十六年八月二十二日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

深江浜ロジスティック特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十六年七月二十二日付官報の号外第一六二号一一一頁に掲載されています。

平成二十六年八月二十二日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

三郷ロジスティック特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十六年七月二十二日付官報の号外第一六二号一一一頁に掲載されています。

平成二十六年八月二十二日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

舞洲1ロジスティック特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八千百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十六年七月二十二日付官報の号外第一六二号一一〇頁に掲載されています。

平成二十六年八月二十二日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

鳥栖1ロジスティック特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十三億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十六年七月二十二日付官報の号外第一六二号一〇六頁に掲載されています。

平成二十六年八月二十二日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

アゼリア特定目的会社

取締役　松澤　和浩

訂正公告

平成二十六年五月二十九日（号外第一一八号）掲載の（甲）株式会社メットライフに係る合併公告及び決算公告（枠組）中、乙三の代表取締役「佐々木雅輝」とあるは「松岡　大祐」の、乙四の住所「埼玉県川口市芝新町二丁目一五番地」とあるは「埼玉県川口市芝新町二番一五号」の、それぞれ誤りにつき訂正します。

平成二十六年八月二十二日

埼玉県さいたま市大宮区仲町二丁目五五番地

株式会社メットライフ

代表取締役　前田　博士

正　誤

平成二十六年八月十一日法務省告示第三百四十九号（日本国に帰化を許可する件）

（原稿誤り）

二ページ一段八行目から一五行目までを削除する。

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四二円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）